

L P ガス利用者負担軽減事業について

本事業は、物価高騰によりエネルギー価格高騰の影響を受けているL P ガス利用者の負担軽減を図ることを目的とした支援事業となります。

【群馬県L P ガス利用者負担軽減事業】

- 対象期間 令和5年9月検針分から10月検針分の2か月間
- 値引き額 上限2,420円(税込)
※9月検針分が2,420円未満の場合は残額を10月検針分で値引きさせていただきます。
- 値引き実施例 ひと月の請求額が7,700円(税込)の場合 値引き2,420円(税込)
 $7,700円(元値) - 2,420円(税込値引き) = 5,280円(税込請求額)$
- お知らせ方法 「ガスご使用量のお知らせ(兼)ガス料金口座振替済領収証」の請求予定金額(税込)から2,420円(税込)が値引きされますので、別途お送りするハガキ「L P ガス料金値引きのお知らせ」をご覧ください。
- 対象外
- ・ 質量販売による供給先
 - ・ 高圧ガス保安法に基づくL P ガスの供給先
 - ・ 国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎(国庁舎・県庁舎など)

【伊勢崎市L P ガス料金負担軽減支援事業】

- 対象期間 令和5年10月検針分から12月検針分の3か月間
- 値引き額 ひと月あたり1,100円(税込)
※10月検針分について群馬県の値引き残額があるお客さまは重複して値引きとなります。
- 値引き実施例 ひと月の請求額が3,300円(税込)の場合 値引き1,100円(税込)
 $3,300円(元値) - 1,100円(税込値引き) = 2,200円(税込請求額)$
- お知らせ方法 「ガスご使用量のお知らせ(兼)ガス料金口座振替済領収証」の請求予定金額(税込)から1,100円(税込)が値引きされますので、別途お送りするハガキ「L P ガス料金値引きのお知らせ」をご覧ください。
- 対象外
- ・ 供給地点が特定できない場合
 - ・ 供給地点が伊勢崎市外の場合
 - ・ 利用状況が休止状態の場合
 - ・ 利用実績が無い(0m³) 場合
 - ・ ひと月あたりのガス料金が1,100円(税込)に満たない場合
 - ・ 国、県又は市が設置している公共施設で使用している場合